

2 国民健康保険料現年分の収納事務

(1) 監査対象事業の概要

ア 国民健康保険料現年分の収納事務

我が国の医療保険制度は、会社等に勤務している人が加入する健康保険、後期高齢者医療保険及びそれ以外の人加入する国民健康保険から成り立っている。このうち、市町村が保険者となるのが国民健康保険である。

国民健康保険料は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、市町村が徴収するものである。広島市においては、健康福祉局保険年金課が国民健康保険事務（滞納整理等に関するものを除く。）の指導及び調整に関する事務を行うこととなっており、国民健康保険料の収納事務は、各区役所市民部保険年金課から市民への「国民健康保険料納入通知書」の発送をもって開始される。

国民健康保険料の滞納整理に関する事務は、財政局収納対策部の分掌となっているが、各区役所市民部保険年金課は国民健康保険料の収納を確保し、被保険者間の負担の公平を図るため、被保険者証及び被保険者資格証明書の交付事務を実施することに併せて、納付相談及び指導を行うこととなっている。

今回の監査の対象とした事業は、上記のうち、各区役所市民部保険年金課の行う国民健康保険料現年分の収納事務についてである。

イ 目的

国民健康保険は、国民が、病気やケガをした場合に、一度に高額な医療費を負担することをできる限り回避し、安心して医療を受けることができるよう、加入者が、日常的に保険料（税）を納めることによって、医療費全体の負担を支える制度である。

なお、国民健康保険は、市区町村や国保組合により、加入者が納める保険料(税)によって運営されていることから、保険料の収納率が低下すると、保険者及び被保険者の保険料負担が大きくなるという根本的な問題があるため、国民健康保険料の適切な徴収は、国民健康保険の運営に関わる重要な事務である。

ウ 規範等

国民健康保険料現年分の収納事務は、以下の規範等によって規律されている。

- ・ 国民健康保険法
- ・ 国民健康保険法施行令
- ・ 国民健康保険法施行規則
- ・ 広島市国民健康保険条例

- ・ 広島市国民健康保険規則
- ・ 広島市国民健康保険料等徴収事務取扱規程
- ・ 国民健康保険料の滞納世帯に係る被保険者証及び資格証明書の更新等事務実施要領

エ 事務の流れ

国民健康保険料は、世帯ごとの加入者数及び所得等に応じて計算される。保険料の納付義務者は世帯主であり、保険料の賦課額は被保険者一人一人について計算した医療分、支援分、介護分を、世帯で合算した額となる。

国民健康保険料の納付は、納付書による納付及び口座振替、並びに一定の要件に該当する場合には、年金天引き（特別徴収）の方法で行われる。

納付書による納付は、1年分まとめて納付する方法と第10期までの各期に納付する方法とがあり、納付できる場所は一定の金融機関の店舗、各区役所市民部保険年金課及び出張所のほか、一定のコンビニエンスストアも含まれる。

口座振替を利用する場合、各区役所市民部保険年金課等は、以下の方法で、納付義務者から口座振替登録を受け付ける。

- (ア) 銀行窓口において申し出、銀行に配布している口座振替依頼書により銀行で受け付ける。
- (イ) 区役所又は出張所の窓口で口座振替依頼書を入手し、後日郵送により区役所で受け付ける。
- (ウ) 広島市から個別郵送により届いた案内により区役所で受け付ける。
- (エ) 区役所又は出張所の窓口でキャッシュカードを使用した P a y - e a s y（ペイジー）口座振替受付サービスにより口座振替を受け付ける。

オ 実績（平成23年度から平成27年度まで）

国民健康保険料現年分の収納状況は、以下のとおりである。

（単位：億円）

年度	調定額	収入額	収納率（％）
平成23年度	272	237	87.16
平成24年度	278	242	87.00
平成25年度	282	244	86.79
平成26年度	272	238	87.74
平成27年度	255	226	88.65

※ 監査人作成

（注）収入額は還付未済額を含む。

(2) 具体的な着眼点（監査の視点）及び監査手続

ア 具体的な着眼点（監査の視点）

国民健康保険料の現年分の徴収事務に関する監査に当たっては、

- (ア) 国民健康保険料現年分の収納が、法令や規程、要領等に定められたルールに基づいて実施されているか。
- (イ) 国民健康保険料現年分の収納が、効率的に行われているか。
- (ウ) 国民健康保険料現年分の収納が、網羅的に行われており、公平性が確保されているか。

等の視点に基づき、監査を実施した。

なお、滞納となった国民健康保険料についての徴収事務については、上述のとおり、強制徴収債権の滞納整理事務を一元的に扱うために設置された収納対策部が債権管理及び回収業務を担当していることから、本事務の監査においては、現年分の収納部分に焦点を当てている。

イ 監査手続

健康福祉局保険年金課に対し、国民健康保険料現年分の収納事務の事業概要について説明と関係資料の提出を求め、質問した後、中区役所市民部保険年金課、西区役所市民部保険年金課及び安佐南区役所市民部保険年金課において、国民健康保険料現年分の収納事務について説明と関係資料の提出を求め、質問した。

(3) 監査の結果及び意見

「監査の結果（指摘事項）」については、特に記載すべき事項はなかった。「監査の意見」は、理解の便宜のため、事務の流れに従って記載している。

ア Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービスについて

国民健康保険料の納付は口座振替によることもできる。

この点、口座振替の登録方法の一つとして、各区役所市民部保険年金課等で、キャッシュカードを使用した Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービスを提供しているが、職員への周知不足により、クレジット機能付きのキャッシュカードをもつ納付義務者が、このサービスを利用できないといった事例が見受けられた。

【監査の意見】

広島市国民健康保険規則は、保険料は口座振替その他の方法により収納すると定め（第20条の2）、各区役所市民部保険年金課等においては、納付義務者に対し、口座振替の登録依頼方法の一つとして、株式会社広島銀行、株式会社もみじ銀行、広島市信用組合、広島信用金庫及び株式会社ゆうちょ銀行を利用できる金融機関とする、日本マルチペイメントネットワーク推進協議会の Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービスを提供しているところ、上述した以外の金融機関に口座振替を希望する納付義務者や、職員への周知不足によりクレジット機能付きのキャッシュカードをもつ納付義務者がこのサービスを利用できないといった事例が見受けられた。

Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービスによる口座振替の登録依頼方法は、キャッシュカードがあれば、各区役所の窓口で、時間も要せずに口座振替の登録依頼手続が完了するものであり、納付義務者にとって、書類への記入や押印、送付などの手続の負担がある広島市国民健康保険料口座振替依頼書・自動払込利用申込書による方法と比較して利便性に優れたものであって、口座振替の方法による保険料収納の推進につながることを期待できる。そこで、Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービスが利用できる金融機関の拡張を図るとともに、各区役所市民部保険年金課等に対し、Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービスの仕組みについて周知徹底されたい。

イ 収納方法について

国民健康保険料は口座振替その他の方法により収納することとされているところ、各区役所市民部保険年金課においては、国民健康保険の被保険者資格について、国民健康保険異動届を受け付けるに際して、納付義務者に口座振替の利用を勧奨しているが、口座振替の利用に至らない事例が多数見受けられた。

広島市においては、国民健康保険料現年分の収納率について、区別、世帯主の年齢別、世帯の所得別、納付方法別の集計がなされているが、うち納付方法別の集計の結果によると、口座振替の収納率は95.53パーセントであり、自主納付の収納率82.52パーセントより相当程度高くなっており、口座振替による保険料収納率は、自主納付による保険料収納率よりも有意に高いことが読み取れる。

(単位：百万円)

区分	自主納付	口座振替	特別徴収	合計
対象世帯数	79,246	72,104	10,120	161,470
保険料調定額	13,949	11,222	427	25,599
構成割合 (%)	54.49	43.84	1.67	100.00
保険料収納額	11,511	10,721	427	22,659
保険料収納率 (%)	82.52	95.53	100.00	88.52

※ 「保険料納付方法別収納状況（平成27年度・現年分）」を基に監査人作成

(注1) 保険料収納額は還付未済額を含まない。

(注2) 退職者分を含む。

また、政令市の例をみても、国民健康保険料（税）収納率と、口座振替による国民健康保険料（税）収納率とは概ね相関した関係にあることが認められ、このことから、口座振替による収納を増やすことは、保険料収納率を向上させる有効な手段の一つであると考えられている。

なお、広島市の国民健康保険料現年分の収納状況は、例えば平成26年度の収納率は87.74パーセントであり、政令市20市のうちで18番目に位置付けられる。同年度で、収納率が90.0パーセントを超えている政令市が12市あり、広島市の収納率は20市の平均収納率90.8パーセントを下回っている。

区分	平成 24 年度				平成 25 年度				平成 26 年度			
	現年 分収 納率 (%)	順 位	口座 振替 率 (%)	順 位	現年 分収 納率 (%)	順 位	口座 振替 率 (%)	順 位	現年 分収 納率 (%)	順 位	口座 振替 率 (%)	順 位
札幌市	90.1	8	52.5	5	91.2	5	52.9	5	91.8	8	54.3	4
仙台市	87.5	14	38.8	19	87.9	15	39.6	16	90.0	12	41.5	14
さいたま市	87.2	16	31.8	20	88.0	14	32.4	20	89.0	15	32.4	20
千葉市	89.1	11	45.9	11	89.7	11	46.6	9	90.0	11	47.1	9
川崎市	90.3	7	47.4	10	91.7	6	37.8	18	93.1	4	36.7	19
横浜市	90.1	9	52.0	6	91.7	7	52.3	6	92.5	7	52.5	6
相模原市	86.8	19	39.4	18	87.3	18	36.3	19	87.7	19	38.5	17
新潟市	90.9	6	58.9	2	91.3	8	58.8	2	91.8	9	59.0	2
静岡市	89.8	10	40.8	15	90.7	10	39.4	17	91.0	10	38.2	18
浜松市	88.1	13	48.5	7	88.9	12	47.3	8	89.5	13	46.0	10
名古屋市	94.5	1	72.6	1	95.7	1	74.3	1	96.2	1	75.6	1
京都市	92.8	2	42.8	13	93.2	2	42.7	12	93.6	2	42.9	13
大阪市	85.2	20	40.6	16	85.5	20	42.5	13	86.5	20	44.7	12
堺市	92.0	3	48.1	9	92.1	4	46.6	9	92.8	5	47.8	7
神戸市	91.5	5	52.8	4	91.7	5	53.1	4	93.4	3	53.4	5
岡山市	88.2	12	48.3	8	88.9	13	48.6	7	89.2	14	47.7	8
北九州市	91.9	4	57.8	3	92.2	3	57.6	3	92.6	6	57.7	3
福岡市	87.2	17	40.4	17	87.7	16	40.2	15	88.8	16	40.5	16
熊本市	87.3	15	41.4	14	87.4	17	41.1	14	88.0	17	40.6	15
広島市	87.0	18	45.9	11	86.8	19	46.5	11	87.7	18	45.5	11
政令市平均	89.4		47.3		90.0		46.8		90.8		47.1	

※ 「国民健康保険料現年分収納率・口座振替加入率（政令市）」を基に監査人作成

（注）口座振替加入率は、国民健康保険加入世帯のうち3月末時点の口座振替の世帯割合である。

【監査の意見】

広島市国民健康保険規則は、保険料は口座振替その他の方法により収納すると定めている（規則第20条の2）ところ、各区役所市民部保険年金課においては、国民健康保険の被保険者資格について国民健康保険異動届を受け付けるに際して、口座振替による納付方法の便利さを伝え、広島市国民健康保険料口座振替依頼書・自動払込利用申込書を交付したり、P a y - e a s y（ペイジー）口座振替受付サービスによる口座振替の登録依頼方法を紹介したりするなどして口座振替の利用を勧奨しているが、納付義務者からは口座振替は利用しないなどと申し向けられ、口座振替の利用に至らない事例が多数見受けられた。

広島市の国民健康保険料現年分の収納率は、平成19年度には89.08パーセントであったものが、平成20年度には後期高齢者医療制度の創設の影響により86.56パーセントに下落し、平成25年度までは、ほぼ86パーセントから87パーセントの範囲で推移し、その後、平成26年度は87.74パーセント、平成27年度は88.65パーセントへと上昇傾向にあるものの、行政改革計画で定めた目標収納率である90.0パーセントに到達しておらず、これをさらに高めるための施策が必要である。

広島市の国民健康保険料現年分の収納率については、区別、世帯主の年齢別、世帯の所得別、納付方法別の集計がなされているが、うち納付方法別の集計の結果によると、口座振替による保険料収納率は、自主納付による保険料収納率よりも有意に高いことが読み取れることから、口座振替の方法による保険料収納を増やすことは、保険料収納率を向上させる有効な手段の一つではないかとの仮説が成り立つ。政令市の例をみても、国民健康保険料（税）収納率と、口座振替による国民健康保険料（税）収納率とは概ね相関した関係にあることが認められ、このことから、口座振替の方法による保険料収納を増やすことは、保険料収納率を向上させる有効な手段の一つであると考えられている。

口座振替の方法による保険料収納を増やす施策としては、マルチペイメントネットワークシステム（収納機関と金融機関とを結び、顧客・金融機関・収納機関の間で発生する、さまざまな決済に関わるデータを伝送するためのインフラをいう。）を利用した口座振替の推進や口座振替の原則化が挙げられており、これらの実施に踏み切る保険者は年々増加している。広島市も、平成24年10月、マルチペイメントネットワークシステムを利用したP a y - e a s y（ペイジー）口座振替受付サービスの提供を始め、各区役所市民部保険年金課等においては、上述のとおり口座振替の利用を勧奨している。しかしながら、口座振替の原則化は実施しておらず、保険料の納付方法の選択が納付義務者に委ねられていること

から、口座振替の利用の勧奨をさらに強化しても、口座振替による保険料収納率の向上を期待することは難しいものと見受けられる。

そこで、口座振替の原則化を導入した事例について、情報収集した上で、広島市国民健康保険規則の改正、広島市民に対する広報などを含めた口座振替の原則化の導入に向けての検討を進められたい。

ウ 短期保険証の発行事務について

広島市では、国民健康保険料滞納世帯に対する短期保険証を発行するに際して、あるいは発行するに先立って、納付相談機会の確保を図る、又は納付指導を行うために有効な文書を交付する必要がある等とされている。これは、国民健康保険料の収納を確保し、被保険者間の負担の公平を図るのが目的とされている。

すなわち、健康福祉局保険年金課での事務は、滞納整理事務自体は行わないものの、保険料滞納世帯に対して、納付相談機会の確保を図り、又は納付指導を行うことにより、滞納整理事務が円滑に、公平に行えるようにするための側面支援的な事務であるとする。しかし、現状は、有効な文書の交付が行われていない等、適切な事務の運用が行われていない。

【監査の意見】

「国民健康保険料の収納を確保し、被保険者間の負担の公平を図る」（国民健康保険料の滞納世帯に係る被保険者証及び資格証明書の更新等事務実施要領第1条）ために、短期保険証の発行等に関して、次の点につき改善されたい。

- 1 短期保険証の発行に際して、あるいは発行に先立って、「納付相談機会の確保を図る、又は納付指導を行うため」に有効な文書を交付する必要がある、また、「呼出通知」を送付しない理由を検討したことを明らかにするために、その過程を記載した文書を残されたい。

短期保険証の発行については、印刷・封筒への封入は委託業者が行い、これを各区役所市民部保険年金課が被保険者に郵送している。この際、＜国民健康保険証について＞他の文書が同封されているが、短期保険証については、「保険料が長期滞納になっている世帯」という項を設けて、「有効期限が、通常より短い保険証が交付される場合があります」と記載されている。この記載は、国民健康保険料の滞納世帯に係る被保険者証及び資格証明書の更新等事務実施要領の「呼出通知」中の「保険証等の更新通知」（要領第6条第1項第1号）に相当するものであるが、「納付相談機会の確保を図る、又は納付指導を行うため」（要領第6条第1項柱書）の通知の文書の内容としては不十分と考えられる。また、「呼出通知」中の「警告通知」（要領第6条第1項第2号）が発せられている形跡はない。また、呼出通知を送付しない場合の「呼び出す必要がないと認められる」（要領第6条第2項）理由を検討・記載した文書が残されていない。

- 2 保険証の返還の対象としないと認定した要件該当事実を明示した文書を残されたい。特に「納付相談・指導の機会が確保できない等で特別の事情の有無

や生活状況等が把握できない世帯主」(要領第11条第3項第3号)については、「把握できない」状況を明示されたい。また、状況変化を把握するために、その認定は定期的に見直されたい。

国民健康保険料の滞納世帯に係る被保険者証及び資格証明書の更新等事務実施要領は、保険料が長期滞納になっている世帯のうち、保険証の返還の対象としない世帯主に該当する要件を定めている(要領第11条第3項)が、認定した要件該当事実を明示した文書が残されていない。特に「納付相談・指導の機会が確保できない等で特別の事情の有無や生活状況等が把握できない世帯主」(要領第11条第3項第3号)については、「把握できない」状況が個々に異なると考えられるため、その状況を明示しておかされたい。